

議第51号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）により、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号。以下「国の基準」といいます。）が一部改正されたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 国の基準の改正の内容

(1) 重要事項の書面掲示に係る見直し

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」といいます。）の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととされました。

(2) 電磁的記録方法の見直し

特定教育・保育施設等の磁気ディスク、シー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改められました。

3 条例の改正の内容

国の基準の改正と同様の改正をします。

4 施行期日

公布の日。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日